


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱の一部を改正する訓令について		区分	1 審議事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>令和2年度税制改正により、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にしている子を有する単身者に対して「ひとり親控除」が適用され、従来の寡婦（寡夫）控除はひとり親に該当しない寡婦に係る控除に改組することとされた。</p> <p>これに伴い、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業における費用の負担額の決定について、未婚のひとり親に対する地方税法上の寡婦（寡夫）のみなし適用に関する規定を削除し、税制改正前の寡婦（寡夫）控除にかかる規定を税制改正後のひとり親控除及び寡婦控除にかかる規定に変更するため、東大和市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第2の備考における、寡婦（寡夫）のみなし適用に関する規定を削除する。 ・別表第2の6及び7における「控除の種類」を変更する。 ・文言整理 <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年1月1日から施行し、令和3年7月以後の月分のホームヘルパーの派遣に係る負担額について適用する。（令和3年6月以前の月分の負担額については、改正前の別表第2の規定を適用する。）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度税制改正に合った要綱となり、適切な運用が図られる。 ・寡婦（寡夫）控除をみなし適用させる必要がなくなるため、手続きの簡略化及び職員の事務負担の軽減が見込まれる。 					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議への報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。